

**ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度における
交付金・負担金の算定等に関するワーキンググループ
(第5回)議事概要**

1. 日時: 2023 (令和5) 年12月12日 (火) 15:00~16:09

2. 場所: Web会議による開催

3. 出席者:

(1) 委員:

関口博正主査 (神奈川大学経営学部教授)、相田仁主査代理 (東京大学名誉教授)、
三友仁志構成員 (早稲田大学大学院アジア太平洋研究科教授)、
大谷和子構成員 (株式会社日本総合研究所執行役員法務部長)、
春日教測構成員 (甲南大学経済学部教授)、
砂田薫構成員 (国際大学グローバル・コミュニケーション・センター主幹研究員)、
長田三紀構成員 (情報通信消費者ネットワーク)

(2) オブザーバ:

全国知事会、全国市長会、全国町村会、一般社団法人テレコムサービス協会、
一般社団法人電気通信事業者協会、
一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会、
東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ、
KDDI 株式会社、ソフトバンク株式会社、株式会社オプテージ

(3) 事務局(総務省総合通信基盤局): 今川拓郎総合通信基盤局長

・電気通信事業部 木村公彦電気通信事業部長

堀内隆広基盤整備促進課長、大堀芳文基盤整備促進課企画官、
宇仁伸吾基盤整備促進課課長補佐

4. 議題:

(1) ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度における交付金・
負担金の算定等の在り方に係る論点整理案について

(2) 意見交換

5. 議事録

【宇仁補佐】 事務局の基盤課の宇仁でございます。定刻となりましたので、会議開始に

先立ちまして、事務局から御案内をさせていただきます。

本日はオンライン会議による開催となりますことから、皆様が発言者を把握できるようにするため、御発言いただく際には冒頭にお名前をお伝えいただきますようお願いいたします。また、発言時以外はマイクをミュートにさせていただきますよう、併せてお願いいたします。

なお、構成員の皆様におかれましては、音声がつながらなくなった場合には、チャット機能などを必要に応じて御活用いただきますようお願いいたします。

それでは、これ以降の議事進行は関口主査をお願いしたいと存じます。関口主査、よろしくお願いいたします。

【関口主査】 関口でございます。本日もお忙しいところ御参集賜りましてありがとうございます。ただいまから、ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度における交付金・負担金の算定等に関するワーキンググループ、第5回会合を開催いたします。

まずは事務局から、配付資料の確認をお願いいたします。

【宇仁補佐】 事務局でございます。本日の資料は、議事次第、事務局資料、参考資料1及び参考資料2であり、構成員の皆様には事前に送付しております。また、傍聴されている方には資料を掲載している総務省のホームページを御案内しております。

事務局からは以上でございます。

【関口主査】 本日予定されている議事に入る前に、前回、10月30日第4回会合の最後の場面において、KDDI様からチャットに書き込みがございました。不採算地域における他社FTTHについてであります。これについては、時間も限られておりましたので、私のほうで事務局を通じてNTT東西様に確認を行わせていただきました。

そうしたところ、NTT東西でない事業者がNTT東西の持つ加入光ファイバを借りて、相互接続によって不採算地域でFTTHアクセスサービスを提供する場合を想定して描いてくださった絵であるということが分かりました。

そうであれば、現実的には極めて例外的な事象なのかもしれませんが、制度的には想定している状況であるということなので、私も納得いたしました。KDDI様、NTT東西様、御回答いただきましてどうもありがとうございました。

それでは、本日の議事に入りたいと思います。これまで、このワーキンググループではブロードバンドのユニバーサルサービス制度の交付金・負担金の算定方法等の具体的な制

度設計に向けて、2回にわたり、民間事業者から、そして前回の第4回会合においては地方自治体の皆様から、それぞれヒアリングを実施いたしました。

本日は、これまでの議論を取りまとめるための論点整理を行いたいと思います。まずは事務局からの説明を聴取し、その後、意見交換に移りたいと思いますので、まずは論点整理案につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

【大堀企画官】 総務省総合通信基盤局基盤整備促進課の大堀でございます。本日の議題(1)に関し、右肩に「資料」と付した資料を使いまして、ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度における交付金・負担金の算定等の在り方に係る論点整理案について御説明申し上げます。右上に通し番号を振っておりますので、私から申し上げるページ番号はこちらを使わせていただきます。

まず、この資料の構成や取扱いについて御説明申し上げます。この資料は、これまで開催されたワーキンググループの中でいただいた御意見、御提案を、第1回会合の事務局説明資料で提示した検討事項ごとに区分して整理、統合したものになります。

3ページ目以降、各論点の冒頭にオレンジ色の枠囲みで検討事項を記載しました。この部分は、第1回事務局説明資料から抜粋させていただいたため、略称や注釈の通し番号などが必ずしも他の部分と平仄が合っているとは限りませんが、全体の議論に支障はございませんので、そのまま抜粋しております。そして、各ページの左上には、その論点が区域指定に関するものなのか、交付金算定に関するものなのか、それ以外に関するもののかなど分かるように記載しておりますので、御参考にしていただければと思います。

次に、緑色の枠囲み部分では、これまでに出された皆様の御意見などを、使用されたヒアリング資料の文言や、皆様に御確認いただいた議事概要の文言から抜粋しつつ、同じ御意見は集約する形で掲載させていただきました。

これまでの議論を記載しておりますので、御参加いただいている皆様にとって新しい部分はございません。よって、本日この場では、この部分について私から御説明申し上げることは割愛させていただきます。

なお、関口主査、相田主査代理におかれましては、このワーキンググループを取りまとめていただくお立場にありますが、御表明いただいた御意見等は一構成員としての御意見でございましたので、お二方の御意見部分の肩書きは単に「構成員」とさせていただいておりますので、御了承いただければと思います。

そして最後に、青色の枠囲み部分がございます。この部分は、考え方案として、これま

での皆様の御意見、御議論の推移、皆様との意見交換を通じまして、現時点で事務局として、このワーキンググループでオーソライズいただけるのではないかとと思われる部分を、その文末を「適当ではないか」「考えられるのではないか」など、疑問を投げかける形で論点ごとに文章化させていただきました。

年明けの答申案では、基本的にはこの文末の疑問系の表現が外れた文章で構成されていくのではないかとというイメージを持っております。将来的な課題や、定期的な見直しのお話も頂戴いたしました。また、検討に値するものの、時間的制約や実際の運用状況を見る必要から、継続検討とすべきと思われるものなどもございました。

それらを含めまして、将来の議論にも資するテーマ設定の意味合いも込めまして記載した部分も含まれております。疑義のある部分などございましたら、本日、御議論をお願いできれば幸いです。

なお、下線を引かせていただいた部分がございます。ここは、本日御説明申し上げるポイントになるとと思われる部分でございまして、下線を引いていない部分が重要でないという意味ではございません。あらかじめ御承知おきいただければと思います。

それでは、1ページ目から御説明いたします。ここでは、全体を通じた基本的な考え方について整理いたしました。

2ページ目を御覧ください。BBユニバ制度は、支援区域において自発的に手を挙げた第二種適格電気通信事業者が撤退を余儀なくされる事態をなるべく避けるため、必要な維持管理費用を新たな交付金によって支援する仕組みと考えられます。

一方で、その原資が最終的には利用者たる国民の負担に求められ得ることに鑑みますと、支援対象となる設備やコストが広がるほどに負担増大となることが懸念されます。よって、算定方法等については、交付金による支援と国民負担のバランスに十分に配慮して決定する必要があるのではないかと。その際、真に必要な維持管理コストに対して適切な額の交付金が補填されるように、費目や算定方法等については明確化しておくことが重要ではないかとまとめさせていただきました。

また、今回の新たな交付金によって、既設の設備が補填、維持されるものでありますが、技術革新による新しい技術を用いたブロードバンドサービスの提供への意欲、そのための設備更新への意欲がそがれることが決してないように十分考慮すべきであり、その必要性を強く認識している旨、コメントさせていただいております。

3ページ目を御覧ください。次に、減価償却費の扱いについてでございます。

考え方を4ページ目にまとめさせていただきました。支援区域における設備更新に要した費用については、基本的に更新年度以降の減価償却費として、標準判定式におけるコスト算定の対象とすることが適当ではないかと指摘しています。

ただ、事業者において、サービス維持の範疇を超えて行われる設備の増強・更新については、個別に除くことなどが適当ではないかとも指摘させていただきました。

次に、公設設備の取扱いについて2点まとめています。まず、事業者が自治体から公設設備を有償で譲り受けた場合には、その通信設備に係る減価償却費を交付金の算定対象とすることが適当ではないか。

一方で、事業者が自治体から公設設備を無償で譲り受けた場合には、原則、交付金の算定対象から外すものでありますが、その後、事業者においてサービス維持の範疇内で旧公設設備部分を有償で更新したときは、その部分の通信設備に係る減価償却費は交付金の算定対象とすることが適当ではないかとまとめさせていただきました。

また、2点目として、公設設備の民間移行時に譲り受ける事業者が、当面の維持管理コストを自治体に負担させているケースがあることを踏まえまして、将来負担を前倒し等入手した事業者については、その維持管理コストからその自治体負担額を除外した上でコスト算定を行うべきではないかと記載させていただきました。

次に5ページ目、未利用芯線等のコスト等の論点に移ります。皆様から多くの御意見を賜りました。

8ページに考え方をまとめました。一般に、一度敷設した後に状況に応じて再敷設することは、その敷設の工賃・人件費などを考えると割高になるため、あらかじめ一定程度の需要を見積もった上で光ファイバ等を敷設している実態に鑑みますと、未利用芯線等にかかるコストは、ブロードバンドサービスの提供に必要なコストとして、標準判定式のコスト算定の対象にすることが適当ではないか。また、その算定方法としては、未利用芯線等にかかるコストを含めた全体のコストを利用芯線数で按分し、一芯当たりのコストとするのが適当ではないか。ただし、無制限に補填対象とすることは合理的でないため、将来需要見込みへの対応や、災害時等においても継続したサービス提供を確保する観点から、真に必要なコストが補填対象となっているか、一定の判断基準を将来設ける必要性の有無も含め、継続的に検討することが適当ではないか。

また、第一種指定電気通信設備設置事業者である第二種適格電気通信事業者が、今回の交付金と従前の接続料とでコストを二重に回収することがないようにするため、このワー

キンググループで提案された支援区域において、別の接続料・加算料を設定する要否も含めまして、総務省において検討を継続することが適当ではないか。その際、接続料の水準や体系が、支援区域における光ファイバ等の有効かつ公平な利用を阻害する結果とならないよう留意する必要があるのではないかとまとめさせていただきました。

続いて9ページ目、利用部門コストの算定の論点に移ります。

11ページ目に考え方をまとめました。まず、効率化率についてです。ブロードバンドサービスは、電話と異なりまして、様々な事業者によって多様な形で提供されているということを踏まえ、電話ユニバ制度で用いられる効率化率を用いて、BBユニバ制度の設備利用部門コストの低減を促そうと制度的に組み込んでいくことは、現時点では必ずしも適切であるとは言えないのではないかと。

一方、黒字事業者であっても、特別支援区域においては今回の新たな交付金によって補填され得るため、今後のブロードバンド市場の動向も踏まえ、真に必要な設備利用部門コスト以上のコストが交付金算定に含まれていないかを精査すべく、継続的に検討していくことが重要であり、その際、効率化率等の手法を使うことも排除せず、適切な手法が何か、ゼロベースで検討することが適切ではないかと。

次に、設備利用部門コストのうち、宣伝費や販売促進費といった競争対応費用、ここでは「広報宣伝費用」と呼ばさせていただきます。この広報宣伝費用は、いわゆる2月答申、本年2月の情報通信審議会答申において、設備利用部門コストから除くことが適当とされています。

実際、BBユニバ制度に関する理解の増進のための周知・広報のコストと、自社サービスの広報宣伝費用を明確に切り分けることが難しいとの御意見もありました。また、第二種適格電気通信事業者の広報宣伝費用のみを新たな交付金によって補填すると、交付金が交付されない、それ以外の事業者に不公平感が生まれることも否めません。

よって、広報宣伝費用は、標準判定式におけるコスト算定の対象外とするのが適切ではないかと。なお、電話ユニバ制度では、基礎的電気通信役務支援機関たる一般社団法人電気通信事業者協会の支援業務費に「周知広報費」の費目を設けて、その費用を使って電話ユニバ制度の周知広報活動をしております。

BBユニバ制度においても、この費用は事業者、ひいては負担が転嫁される場合にはエンドユーザたる国民によって支えられるものとなり得ますので、電話ユニバ制度と同様に、この支援業務費にBBユニバ制度の周知広報費を含めることを、総務省において検討する

のがよいのではないかとまとめさせていただきました。

次に12ページ目、共通費の配賦基準の論点に移ります。

13ページに考え方をまとめました。他の役務と共用している設備や、他事業者と共用している設備に係る費用配賦については、定性的に申し上げますと、第二号基礎的電気通信役務の用に供する部分を明確に区分することが基準となるのではないかと。放送役務と共用する場合、アクセス回線部門において、一芯又は二芯で提供しているケースが存在するところ、二芯であれば芯線数で費用を配賦し、第二号基礎的電気通信役務に係る部分を今回の交付金の算定対象とすることが適当であるといえるのではないかと。

一方で、一芯で放送役務及び通信役務を提供している場合には、今申し上げた基準に従いまして、通信役務に係る部分のコストのみを標準判定式の算定対象とすることが適当ではないかと。

この基準については、具体的には、ここまでのワーキンググループにおける議論においては、「役務別の支出額比」「波長数」「トラフィック比」や「帯域比」などを御提案いただいております。現在総務省で開催中のコスト算定研究会において、事業者ヒアリングを通じまして、まずF T T Hの配賦基準について御議論いただき、その後、その結論をベースに、H F Cに適用する可否についても検討を深めていただいて、そうした研究会の検討状況も踏まえて、年明けのこのワーキンググループにおいて、この点の何らかの基準、または方向性を盛り込んだ答申案を御議論いただければどうかという趣旨のことを書かせていただきました。

また、海底ケーブル関連設備を他事業者と共用する場合には、当該他事業者から回収しているコストがあるときは、その回収額を除いて、海底ケーブル部門コストを今回の交付金の算定対象とするのが適当ではないかとまとめさせていただいております。

次に14ページ目。ベンチマーク方式の論点に移ります。考え方を御覧ください。

電話ユニバ制度では、加入電話の基本料についてベンチマーク方式を採用しており、全国平均費用を原則としつつ、諸外国の事例も参考に、利用者負担の抑制のため、当分の間の措置として、全国平均費用プラス標準偏差の2倍との基準が現在設定されております。

現時点で、具体的な町字別の1回線当たりのコストが判明しない状況ではありますが、電話ユニバ制度の安定的運用の現状を踏まえ、B Bユニバ制度においても、原則、全国平均費用をベースとしつつ、適切な規模の交付金によって補填されるようにする一方で、最終的に国民に負担が転嫁され、その負担が過大なものとならないように配慮され、かつ適

切な見直しも可能なベンチマークを、総務省令等の中で総務省が策定してはいかがかとまとめさせていただきました。

次に15ページ目、収入費用方式の論点に移ります。考え方を御覧ください。

収入及び費用の範囲については、交付金算定において、算定対象設備に対応する形で、その範囲を画定・限定することが適切ではないか。その際、収入と費用を見積もる対象設備の範囲を一致させるように、このワーキンググループで提案された方法も踏まえて、当該設備の区分に応じ、適切に収入と費用を算定していくことが重要ではないか。

なお、海外事例を参考にすると意見も一部見られたが、事業者から具体的かつ現実的な提案があった場合には、必要に応じて検討を行うこととしてはいかがかとさせていただきます。

続いて16ページ目、大幅な赤字額の基準の論点に移ります。

17ページ目をおめぐりください。先ほど申し上げましたとおり、電話ユニバ制度では加入電話の基本料についてベンチマーク方式を採用し、全国平均費用を原則としつつ、現在、当分の間の措置として、全国平均費用プラス標準偏差の2倍との基準が設定されております。

BBユニバ制度においても、現時点で具体的な町字別の一回線当たりのコストが判明しない状況ではございますが、電話ユニバ制度の安定的運用の現状を踏まえ、原則全国平均費用をベースとしつつ、適切な規模の交付金によって補填されるようにする一方で、最終的に国民に負担が転嫁され、その負担が過大なものにならないように配慮され、かつ適切な見直しも可能な、そういった額を総務省令等の中で総務省が設定してはいかがかとまとめさせていただきました。

なお、大幅な赤字額の論点に関連して、特別支援区域の指定について御提案がありましたので、この点を盛り込んだ、漢数字の三の部分になります。

新規整備や公設設備の民間移行が行われた直後の特別支援区域については、区域指定初年度以降も、引き続き特別支援区域として交付金の補填対象となる区域とすることが重要である。ただ、無条件に特別支援区域として指定され続けることは望ましくないため、黒字に転化した場合や、世帯カバー率が50%を超える二者目の電気通信事業者が現れた場合には、翌年度の区域指定時に特別支援区域から外れるといったルールを、あらかじめ総務省令等で明確化しておくことが重要ではないかと指摘させていただきました。

次に18ページ目、第二種負担金に関する事項に移ります。今回の新たな交付金の原資

となる第二種負担金を負担するのは、高速度データ伝送役務提供事業者になります。これは、前年度における電気通信役務の提供により生じた収益の額が10億円を超える電気通信事業者のことであり、当該収益の額の3%以下に第二種負担金の額を抑える必要があるところ、これら収益をどのように算定するのか、また、納付期限までに負担金を納付しないときは延滞金を納付していただくところ、その延滞率をどのように設定するのが論点でございました。

考え方を御覧ください。いずれも電話ユニバ制度と同様の整理とすることが適切ではないか。その理由として、電話ユニバ制度とBBユニバ制度共にユニバーサルサービスの維持のための制度であり、両者の違いを殊さらつくることに伴う複雑化を避け、また、現時点で、BBユニバ制度のみに適用される特別な事情は認められないことを挙げさせていただいております。

次に19ページ目、その他必要と考えられる事項に移ります。様々な論点がございましたので、22ページから23ページ目までの2ページにわたって考え方をまとめました。

22ページ目を御覧ください。まず、第二種負担金の算定対象外となる通信モジュールについて、MVNOの通信モジュールに関する回線数を把握する主体及びその手法等について、公平な競争環境を確保する観点も踏まえて、総務省において検討することが必要ではないか。その際、MVNO等の意見も踏まえることが重要ではないか。

次に、他事業者との個別のローミングについては、自社網によって自社の利用者に提供しているか否かによって、第二種負担金の算定対象か否かを判断し、ローミング契約によって他事業者の利用者が自社網を利用している場合は、第二種負担金の算定対象から除くことが適切ではないか。

続いて、キャリアアグリゲーション技術によって、周波数を束ねて役務提供を行う場合については、回線数は一カウントとして把握することが適切ではないか。

次に、初期整備費用についてです。国庫負担ではカバーされなかった部分が自治体負担になって、その負担が重いとの意見が自治体から寄せられました。

今回のBBユニバ制度の交付金制度は、維持管理費用の一部を補填するための事業者相互扶助の制度でありますので、初期整備費用も対象とするのは適切ではないと考えられるのではないかと書かせていただきました。

次のページ、23ページを御覧ください。

公設設備の民間移行に際し、現地調査や道路占用許可等の申請手続に時間と労力を要す

る課題があるとの意見があったところ、直ちにその民間移行手続に要した費用をBBユニバ制度で支援することはなじみませんが、これら課題の解決に、公物の定期的な位置確認といった適切な管理が重要となるところです。優良事例を、他の民間移行を検討している自治体にとって参照可能となるよう蓄積・整理の上、総務省において「公設光ファイバケーブル及び関連設備の民間移行に関するガイドライン」を改正し、その中に盛り込んで公表することも含めて、引き続き調査・検討等を進めることが重要ではないかと書かせていただきました。

続いて、周知広報についてです。BBユニバ制度においては、交付金の原資が最終的に利用者たる国民に転嫁され得ることも踏まえて、国、自治体、支援機関、事業者が連携しつつ、それぞれの立場から必要な、国民に対する周知・広報を行うことが肝要です。周知・広報を実施する関係者が多いことを踏まえて、周知内容の粒度やその手法の統一化や基準などについて、国民にとっての分かりやすさを念頭に、今後の具体的な運用の中で検討を深めていくことが重要ではないかとさせていただきます。

次に、海底ケーブル関係です。前回10月30日の第4回会合において、山形県酒田市から、離島に関し無線活用のお話もありましたけれども、本離島間や離島間に敷設される通信設備においては、海底ケーブルのほかに、無線通信設備や通信衛星設備といった選択肢もあり得るところです。これら無線通信設備・通信衛星設備をBBユニバ制度の交付金算定の中に見積もることも、将来的にはあり得るのではないかと指摘させていただきました。

最後に、主な御意見の欄では抜粋しませんでしたけれども、一部事業者からお話のありました、全戸一括で契約する集合住宅向けブロードバンドサービスについてです。

電気通信事業報告規則の考え方と同様に、提供されている回線数を把握している場合は当該回線数を、それを把握していない場合は提供可能な最大戸数の回線数を報告することが適当であるということが、既に2月答申の中で取りまとめられております。この考え方を、ワーキンググループにおいても踏襲することでいかがでしょうかと書かせていただきました。

以上が論点整理案となります。次の24ページから25ページまでは、前回の10月30日の自治体ヒアリングの場で寄せられた主な御意見をまとめさせていただいております。本日の参考資料1として、その際の議事概要も御用意しておりますので、適宜御参照いただければと思います。

論点整理案につきまして、御審議のほど、どうぞよろしく願いいたします。

【関口主査】 どうもありがとうございました。それでは、意見交換に移りたいと存じます。論点が多岐にわたりますので、私から事務局資料の検討事項の順番に従いまして、議論を区切って御意見を頂戴いたしたいと存じます。御意見のある方はその都度、チャットもしくは発言にてお知らせください。

まず、事務局資料1ページ、2ページにわたる、全体を通じた基本的な考え方につきまして、御意見等ございます方はお知らせを賜れば幸いです。

相田先生、お願いいたします。

【相田主査代理】 相田でございます。全体を通じて、お示しいただいた考え方で、基本的に大きな問題はないかなと思っております。

それで、途中、通信と放送の割り勘をどうするかといった、まだ継続検討時事項もございますし、制度が始まって以降、継続的な見直しが必要だというようなことがいろいろ書かれているわけですが、電話のユニバについてもまだ継続的に見直しを行っているような状況ですし、やはりブロードバンドサービス、新しいことを始めるということでもって、なかなか最初の時点で完璧なものを目指すことは難しいということで、走り出してから必要な見直しを継続的に行うべきというようなことを、この全体を通じた基本的な考え方のところに書いておいてもいいんじゃないかなというふうに思いました。以上です。

【関口主査】 ありがとうございます。ここは、多くの報告書で「継続検討の必要性」みたいなことは書くんですが、それに倣って事務局のほうで少し文案を練っていただきたいと思えます。

【大堀企画官】 承知いたしました。

【関口主査】 よろしく申し上げます。ほかにいかがでございましょうか。

よろしゅうございましょうか。また後ほど、全体を通じて、お気づきの点がございましたら戻っていただくことも可能なので、その場合には、ページ数を指定してコメントいただければ幸いです。

それでは、先に進ませてください。事務局資料3ページ、4ページ。2番目ですが、減価償却費の扱いにつきまして、御意見等ございます方はお知らせを賜れば幸いです。

春日先生、お願いいたします。

【春日構成員】 春日です。減価償却費のところは、委員の方からも事業者の方からも多

く御意見が出たところですので、それを4ページ目のところでうまくまとめていただいていると思います。多くの場合分けがありますが、事情によって変更すべき点は反映する必要があると思いますので、この形で大きな方向としてはいいのではないかと考えております。

一点だけ、2のところ、「事業者においてサービス維持の範疇を超えて行われる設備の増強・更新」ということですが、現時点で移行した場合と、またしばらく時間が経過して考慮した場合とでは、最低限維持しなければならない設備というものが変わっていくのではないかと思いますので、可能であればこれ、事業者さんから情報を得ると同時に、おそらく支援機関さんになるのでしょうか、個別のケースについて判断の事例を蓄積していき参照できるような仕組みがあると良いと感じました。以上です。

【関口主査】 ありがとうございます。今の件については、オーバースペックのところまではカバーし切れないよということの趣旨だとは思いますが、そういった経験の蓄積は、多分支援機関ではなくて、我々の後継の会議等で蓄積していくことになるのかなとは思っておりますが、ぜひ、そういう会にも春日先生にもお入りいただいて、知見をずっと引き継いでいただければ幸いです。

【春日構成員】 承知しました。引き続き検討させて頂ければと思います。

【関口主査】 このような整理でよろしいですね。

【春日構成員】 はい。

【関口主査】 事務局もよろしいですかね。

【大堀企画官】 はい。将来的には、来年度以降に総務省令を策定いたしまして、算定規則を具体化していこうと思っております。その省令のルールの中に、この個別に除く部分について書き出し、それに基づいて事業者から毎年御報告をいただくといったイメージを持ってありますが、その際に、春日先生からいただいたような知見、何を外し何を入れたのかといった情報も取れるところは取って、そして引き続き検討をしていきたいと思っております。

【関口主査】 ありがとうございます。ほかにいかがでございましょうか。

特にチャットには書き込まれていないので、次に進めさせていただきます。次は事務局資料5ページから8ページまで、未利用芯線等のコストにつきましてです。御意見等を賜れば幸いです。

特によろしいですかね。往々にして、この未利用芯線については、設備の維持管理側と、

それを使って料金を払う側とで逆のことを言いかねないんですけれども、一定の未利用芯線の存在というのは不可欠だというふうに思っておりますので、あまり現状の設備をフル活用しているということ自体がネットワークの維持ということについては、かえって一定の許容範囲を超える使用があったときには設備がダウンしてしまったりするというリスクもありますから、ある程度の未利用芯線は必要だし、それから初期投資に係るコストがすごく高いので、二度張り三度張りという追い張りをするということについてのコストを考えると、少し大きめの太めの線を引いておくということのほうがかえって安いということの実態もございますようですので、このような事務局整理案になっているというふうに認識いたしております。

特にコメントはありませんでしょうか。ありがとうございます。次に行きましょう。

次は9ページから11ページの利用部門コストの算定につきまして、御意見等賜れば幸いです。

長田先生、お願いいたします。

【長田構成員】 長田です。ありがとうございます。本当によくまとまっているなと思っております。これから話すことも賛成ですという話なんですけれども、11ページの広告宣伝費のところ、算定の対象外にするというのには賛成をいたします。

実は電話のユニバについても、本当に皆さん、もう十分負担していることも、そしてそういう制度であるということもいろいろお知らせをしてきたつもりでしたけれども、先週熊本に行って50人ぐらいの方とお話をしていて、電話のユニバの負担をしていらっしゃることにすら御存じない方が結構の割合でいらっしゃったということで、ショックを受けて帰ってまいりました。

今回のブロードバンドユニバの場合はもっと複雑な話になると思うので、やはりそこは統一して、国等がきちんと説明を国民にするということが大切だなと思っておりますので、個々でどうこうというよりは、そういう形にさせていただいて、それぞれの社の広告宣伝の費用まで乗ってくるようなことにならないようにする今回の案に賛成いたします。

以上です。

【関口主査】 ありがとうございます。

大谷先生、引き続き質問のほう、よろしくお願いいたします。

【大谷構成員】 大谷でございます。私も基本的に、ここに整理していただいた考え方に賛同の意見を申し上げます。あわせて、一点教えていただければと思います。電話のユニ

バ制度において、支援機関で周知広報費として計上されている金額は大体どのぐらいの規模になるのかということと、また、このブロードバンドユニバがスタートするまでの間、スタートする前にこそ周知が非常に必要になるところ、どのような財源で周知を進めていけばいいのか、国の役割というのも大きいものだと認識しております。その辺りについて教えていただければと思います。質問でございます。

【関口主査】 ありがとうございます。一号交付金に関連しての広報費は、TCAさんのホームページで決算値が全部出ているんですけども、今すぐ分かりますか。

【大堀企画官】 お答えいたします。まず前者のほうは、2,500万円強というふうにお考えいただければと思います。

また、後のほうの御質問につきましては、もちろんでございます、まずは我々が率先して周知・広報を、全国説明会等々やっていかねばならないし、そしてパンフレット、総務省のホームページ等々でしっかり訴えて周知を浸透させていくということ、そして、自治体にも事業者にも皆さんに御協力いただくべく、丁寧に分かりやすくやっていきたいと考えております。そのときに周知・広報の考え方を、粒度を同じくして統一化して、どういう形で説明するのがいいのかといったことをお知らせしつつ、どういうふうにしたら浸透しやすいのかという知恵もフィードバックを受けるという、周知主体が相互に情報共有しつつ、やっていきたいと思っています。そして財源が出てくれば、TCAさんにも御協力いただいて、何らかの形で周知・広報をやっていただくということを考えています。

【大谷構成員】 予算規模等についての御説明ありがとうございます。確かに走り出すまでの間、国や自治体などを含めた役割が非常に重要だと思いますので、そういうところで十分な財源が確保できれば、この利用部門コストの位置づけについても、この明快な論点整理の方向で問題がないと思います。以上です。

【関口主査】 ありがとうございます。

ほかに質問等ございますでしょうか。よろしゅうございましょうか。

それでは、事務局資料12ページ、13ページの、共通費の配賦基準につきまして、御意見のございます方はお願いいたします。

特にないでしょうかね。この件に関してはコスト算定研究会とも関連するところの、フuzzyな部分ではあるんですけども、一芯の場合と二芯の場合とで、二芯であれば放送と通信というのは分計可能になるんですけども、一芯の中で片方を重畳サービスとして行っているようなケースというのは、何らかの比率で分けないと放送と通信が分かれな

という課題に対して、ここでは例えばという形で、役務別の支出額比ですとか、波長数ですとか、あるいはトラヒック比、そして帯域比などという案が提示されております。いずれこのうちのどれかを捉えていくということになるかと思えます。

大谷先生から手が挙がっていますので、よろしく願いいたします。

【大谷構成員】 ありがとうございます。今御説明いただいた一芯の場合の基準ですけれども、ここに挙がっている例では、役務別の支出額比やトラヒック比ということになりますと、個別の芯によって差異が出てくるもので、それを一つ一つ計算するという事になると非常にコストがかかるかと思えます。その算定だけで複雑な事務が必要になってくるものだと思われまますので、こういった一芯で放送と通信を取り扱う場合の一般的な考え方に基づいて、経済的な基準——経済的などというのは、その基準による計算をすることそのものに多大な労力を要しないような、そういった計算方法を見いだすことが必要なのではないかなと思っております。

聞くとところによると、通信というのは上り下りなので、常に波としては、波長数としては2つ必要で、放送はまた違った特性をもつ波長ということのようですので、そういった、できるだけ単純な数値を用いることに合理性がもし見いだされるのであれば、コスト算定研究会の結果を受けて検討させていただくのがよいのではないかなと思っております。

以上でございます。

【関口主査】 とても有益な示唆を頂戴いたしまして、今後の検討の中で役立たせていただきたいと思えます。

ちなみに現状では、光テレビ等の放送サービスについては、コストは全てを通信が負担しているという現状があるんだけど、このブロードバンドユニバーサルサービス制度の中では、交付金の算定上、放送は抜くという考え方に従って、何らかの配賦基準を設けて放送部分を除外するという事は決まっておりますので、この具体的な配賦基準については、次回以降の会合において限定をしていくということになるかと思えます。どうもありがとうございます。

ほかにいかがでございましょうか。

では、先に進ませていただきます。次は14ページから17ページにまたがる、ベンチマーク方式、それから収入費用方式、それから大胆な赤字の基準について。このところは全部ごっそりまとめてということですが、一括して質疑に入りたいと思えます。コメント等ございましたらチャット欄にお入れくださいませ。

三友先生、よろしくお願いいたします。

【三友構成員】 三友です。ここは、なかなか難しい問題をいろいろ含んでいると、正直言って思います。先ほど前のほうで効率化係数の話がございましたけれども、収入費用方式を採用した場合の最大の問題点というのは、効率化インセンティブがそこに働きにくいということだと思います。

ただし、どうしても収入が費用を賄い切れないというような状況においては、それを補填するというのが一つの考え方としてあるとは思いますが、片や技術の進歩等もありますので、そうした技術進歩、すなわち新しい技術を採用していくというインセンティブを削いではいけないところもございます。そのため、一旦、例えば収入費用方式で適用するんだということを決めてしまったら、それを未来永劫続けるということではなくて、やはり何らかの効率化インセンティブを、ある一定の時期以降、あるいは適当なタイミングで導入するというのも考える必要があるのではないかなというふうに思います。私から意見でございます。

【関口主査】 ありがとうございます。実は一号でも、最初、制度のスタートのときには収入費用方式を取って、しかもそのときは東西さんが、プライドにかけてもうちは受け取らないとおっしゃっていて、純費用は発生しないんだということを常に確認をするという、制度が実は動かなかったんです。

そのうちにベンチマーク方式に移っていくという歴史的な経緯を一応たどっておりまして、その意味でも、今、三友先生がおっしゃったように、収入費用方式という実額ベースでやるということの功罪、プラスもマイナスもあるとは思いますが、こういった中に常に見直しをして効率化が図れるような——特に技術進歩の部分が大きいと思うんですが、そういったことの見直しを適宜行うことによって、適正化を図っていくということも必要かと思います。どうもありがとうございました。

ほかに皆様、いかがでございましょうか。

【大堀企画官】 関口先生、今の点、補足をさせていただいてもよろしいでしょうか。

【関口主査】 お願いします。

【大堀企画官】 参考資料2の12ページ目を御覧いただければと思います。

第1回目の事務局説明資料でございますが、三友先生に御指摘いただいておりますとおり、2月答申においては、原則ベンチマーク方式を採用しつつも、特別支援区域において、その指定後に新規に整備された回線設備、あるいは民設民営へ移行した回線設備について

は、例外的に一定の標準的なモデルを用いて算定した収入費用方式を採用するという事になっておりまして、収入費用方式を採用する場面は、2月答申の中で既に限定されていると思っております。が、今し方御指摘いただいた三友先生の御意見も踏まえて、引き続きよく検討していきたいと思っております。以上になります。

【関口主査】 ありがとうございます。三友先生、よろしいですかね。

【三友構成員】 結構でございます。既にいろいろと御配慮いただいているところだと思いますけれども、逆に提供する側のインセンティブをそぐことにもなりますので、バランスが難しいところではあると思っております。

これはやはり技術の進歩との兼ね合いもありますし、例えば先ほど、前のほうで出てきました減価償却のところ、そういった技術進歩を促進する優遇的な措置をするとか、そうといったことも考えられるのではないかなというふうにも思っております。

私からは以上です。

【関口主査】 ありがとうございます。ほかの皆さん、いかがでございましょうか。

特に手が挙がらないようですが、次の18ページ目、行きましょうか。18ページ以降、最終ページまで、その他必要と考えられる事項につきまして、御意見等を頂戴できたら幸いです。

三友先生、お願いいたします。

【三友構成員】 度々すみません。例えば23ページの最後の8で書かれているところと関連するんですけども、このユニバーサルサービスの負担金は、最終的に何らかの形でエンドユーザに転嫁されると考えるのが必定だと思うんです。

その際に、金額の多寡の問題というのがありますが、しかし、それ以上にその負担の公平感は重要で、不公平感が生じないようにしなければならないと思っております。

実際に一本の回線をシェアしているようなケースというのがあるわけでありまして、そうした場合にどういう規則、ルールを当てはめるかということは、うまく処理しないと不公平感の温床になるのではないかなと思っております。

例えば100世帯あるところに100本の回線を引いている場合もあれば、一本の回線をシェアしているということもあり得るわけです。それを一と数えるのか、あるいはここに書いてあるように、実際に提供可能な最大戸数ということで100というふうに数えるのかによって、負担が随分変わります。そここのところの負担の公平感みたいなものは、金額の多寡以上に十分留意すべきであろうというふうに思っております。

そういった点を、ぜひどこかに書いておいていただけるとよろしいかなというふうに感じました。私からは以上です。

【関口主査】 ありがとうございます。この23ページの8番については、この回線数の実数が分かっている場合にはそれを使うということですよ。問題なのはそれが把握できない場合で、その場合には提供可能な最大数という回線数をもって把握するという二段構えになっているという扱いなんです。この把握していない場合というのが、意外に多いんじゃないかなと思うんです。

これ、実態を含めて、ちょっと事務局のほうでサポートいただければ幸いです。

【大堀企画官】 事務局でございます。数社の事業者様からお話を伺っているところですが、やはり全体の実態を把握はできていないかと思えます。

ただそれ以上に、三友先生からお話しいただきましたとおり、制度のあるべき姿として不公平感を醸成するようなものではあってはならないと思っておりますので、それを前提によく検討をさせていただきたいと思えます。今回は論点整理案でございますが、年明けの答申案の中で記載を盛り込ませていただくべく、調整をさせていただきたいと思えます。以上です。

【関口主査】 今、事務局のほうから、修文案を含めて、年明けの報告書案で再度この件には言及いただくということの御回答がありました。

三友先生、こういう形でいかがでございましょうか。

【三友構成員】 結構でございます。ありがとうございます。

【関口主査】 こちらこそありがとうございます。

ソフトバンクの山田様から来ているんですが、相田先生を優先してよろしいという書きぶりですので、相田先生、お願いいたします。

【相田主査代理】 相田でございます。今の三友先生の件に関して言うと、電話の場合には多分、一回線はほとんど品質が同じだったわけですが、ブロードバンドの場合にはメガのサービスあり、ギガのサービスあり、最近ですと10ギガぐらいまでのサービスがあり、それがブロードバンドサービスに対する負担額が同じなのかどうかというのは、ちょっとどこかで検討しないといけないのかなというところで、それは事業者に対する話なのか、事業者の中でエンドユーザーに転嫁するときの話なのか、またそのところもあるとは思いますが、負担の公平性というあたりとの関係で、どこかでちょっと考えなきゃいけないことかなというふうに思いました。

それと、こちらの挙がったことで言いますと、今もありました通信モジュール、ちょっと別の場でもって、通信モジュールの範囲にテザリングのできるようなコネクテッドカー用のモジュールというのも含めてくれというような御希望が、事業者さんから寄せられたりしているんですけども、そういうあたりについても、マージナルという言葉は悪いかもしれませんが、どこまでをこのブロードバンドサービスの負担金にするのかという線引きについて、まだもう少し検討しないといけない点が残っているのかもしれないなというふうに思いました。私からは以上でございます。

【関口主査】 ありがとうございます。この件、事務局に振っても大丈夫ですか。

【大堀企画官】 相田先生に引き続き御指導いただいて、事業者からのヒアリングも含めて対応させていただきたいと思います。ありがとうございます。

【関口主査】 ほかの先生方から、御意見等ございますでしょうか。

砂田先生、お願いします。

【砂田構成員】 砂田です。ソフトバンクの山田さん、すみません、お先に失礼します。

23ページの考え方の5のところなんですけれども、ぜひ公設の設備の民間移行というのを促進させていただきたいと思っておりますが、無償で事業者が古い設備を提供してもらったとしても、かなりいろいろな、事務の手續等で時間もコストもかかるのが現状だというお話がありました。このようにユニバの制度で支援することはなじまない手続き面についても、事業者への側面支援を総務省でお考えいただきたいというのが一つあります。また公設設備、古いものも多いと思いますので、それを譲り受けたとしても、新しい設備に更新したい、新しい技術を入れたいということもあるかと思っておりますので、そういった技術更新に対するインセンティブがあるような民間移行のための制度になるとよいのではないかと考えています。

また、前回、岐阜県の揖斐川町の事例で、大垣ケーブルテレビへの移行の御報告をいただきました。かなり自治体が事業者を支援するような条件を出されたと記憶していますが、総務省においても、いろいろな優良な事例をガイドラインに示して、それが横展開できるようにするというのはすごくいいアイデアだと思うので、それを進めてくださればと思います。私からは以上です。

【関口主査】 ありがとうございます。この民間移行については、公設公営のときに設備の管理等を受託している事業者さんが、やっぱり最初に手が挙がるんだろうというふうに思うんです。その意味では、全く付き合いのない公設公営で押しつけられるというケース

はあんまり想定しにくいかなという感じはしていて、そういった移行に絡むことについては、今後、総務省においてガイドラインの改正という形でノウハウを蓄積していくということになるとも思います。ちょっと足りないところは事務局が補足してくれると思いますので、よろしくお願いします。

【堀内課長】 御指摘ありがとうございます。今いただいたお話、非常に重要だと受け止めておりまして、総務省におきましても、ブロードバンド、特に光ファイバにつきましても、まずは補助事業なども活用して、未整備地域の解消に努めているということが一つ。もう一つは、やはり公設設備の民設移行、この2つが大きな課題だと認識してございます。

今回この御議論をいただく中で、自治体や事業者からもいろいろな事例のお話をいただきました。こういったものを、総務省といたしましても事例の蓄積に努めまして、それを広く横展開できるようにしていきたいと思っております。

また、公設設備の民設移行に関しましても、補助事業の用意もさせていただいております。いろいろな施策を有効に活用して、今申し上げた2つの課題、この課題解決につきまして、スピード感を持って取り組んでいきたいと思っております。御指摘ありがとうございます。

【関口主査】 どうもありがとうございました。

ほかの先生方から、いかがでございましょうか。

それでは、ソフトバンク山田様、少しお待ちいただいたのですが、御発言賜れば幸いです。

【ソフトバンク】 ソフトバンクの山田です。22ページの考え方の3番について発言をさせていただきます。

22ページ目の3番において、キャリアアグリゲーション技術によって周波数を束ねて役務提供を行う場合に、回線数を一カウントとして把握することが適当ではないかと今回されております。

こちらは私どもの主張にも沿った整理ですので、非常にこちらはありがたいと思っております。その上で一点なんですけれども、実はここ、3番目のところで、最初の下線を引いた直後に、「利用者にとってどの役務に係る周波数によって提供されているかにかかわらず、契約している役務の提供を受益しているものであるため」、回線数は一カウントとして把握することが適当ではないかと書いてあるんですけれども、実は私ども、もともと利用者がこういったような形で役務の提供を受けるケースというのは、キャリアアグリゲ

ションもあることはあるんですけども、それは一例であって、キャリアアグリゲーションの技術を使っていなくとも、あるところでは携帯の周波数をつかみ、あるところではBWAの周波数をつかむというような、そういった形態もございます。

あくまでキャリアアグリゲーションは周波数の一体的運用の一例として、もともと私ども、説明をさせていただいた次第でございまして、こここの部分は、あくまで利用者が役務の提供を受益しているという観点に立って、読めるものについてはそこで一カウムの対象に含まれるというような形で整理いただけるとありがたいなというふうに考えているところでございます。以上です。よろしくお願いいたします。

【関口主査】 ありがとうございます。ここは少し文章はいじるかな。ちょっとお待ちください。ちょっと今、事務方が文言を練っていますので、少しお待ちください。

【ソフトバンク】 すみません、お手数おかけします。

【相田主査代理】 一番安直には、「束ねて役務提供を行う場合等にあつては」と、そこに「等」を入れるとか、そんな感じでしょうかね。

【ソフトバンク】 そうですね。「等」であるとか、あとは、もともと私どものプレゼンテーションでは、「周波数の一体的な運用」というような言葉を使わせていただいたんですけども、キャリアアグリゲーションは主要な一つでございまして、「等」をつけるなりして、その辺りも配慮しているというふうに明確にさせていただけますと非常にありがたいなというふうに考えております。よろしくお願いいたします。

【関口主査】 今、相田先生からもコメントが入りまして、ソフトバンク山田さんから「等」が一つ入るだけでも随分変わるということですが、事務局、ちょっと振りますのでお願いします。

【大堀企画官】 ありがとうございます。現状の文案ですと、「場合等にあつては」といったときの「等」が何を指しているか分からないという考え方も取れるかと思われましたので、「周波数を束ねて役務提供をしているような場合」、の「ような場合」、例示としてのキャリアアグリゲーション技術というふうに読めるような形の文案がよろしいのかなと思っております。

現状、この論点整理案は案でございまして、今御指摘いただいたものを含めて、来年の答申案の中で文案をお示しさせていただきたいと思っております。

【ソフトバンク】 ありがとうございます。ぜひよろしくお願いいたします。

【関口主査】 年明け、乞う御期待ということで。

ほかの先生方、あるいは事業者からも、コメントがあれば頂戴しますが、いかがでしょう。幾つか区分に従って個別に意見を頂戴しましたが、全体に渡って、改めて御意見等賜れば、この場でチャット欄に御記入等いただければと思います。

特にチャット欄の書き込みはないようですが、よろしゅうございましょうか。

特段の追加の御意見等ございませんようですので、意見交換はここまでといたしたいと存じます。

本日予定しておりました議事につきましては以上となりますが、全体を通じて、改めて何かございましたらお願いいたします。

よろしいですかね。そうしましたら、事務局から次回会合につきまして説明をお願いいたします。

【宇仁補佐】 事務局でございます。本日もありがとうございました。

次回会合は来年の1月30日を予定しております。詳細につきましては、後日事務局から御連絡申し上げます。よろしくお願いいたします。

事務局からは以上になります。

【関口主査】 以上をもちまして、ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度における交付金・負担金の算定等に関するワーキンググループ第5回会合を終了いたします。本日もどうもありがとうございました。

次回お会いするのは来年の1月30日ということなので、よいお年をお迎えください。これで失礼いたします。

(以上)